

## 特集：要保護児童支援の現状と課題：国際比較からの示唆

【資料】児童虐待に関する地域間比較  
——『平成27年度 福祉行政報告例』データの分析——

清水 美紀\*

## 抄 録

本資料では、昨今の児童虐待相談対応件数をめぐる地域差について考察する。そこで分析の対象とするのは、『平成27年度 福祉行政報告例』のデータである。特にこの資料について、各都道府県、指定都市及び中核市の人口規模を考慮した上で地域間比較をおこなうために、『平成27年度 国勢調査』をもとに「子ども人口1,000人あたりの児童虐待対応件数」を算出した。分析の結果、人口比あたりの虐待相談対応件数、相談種別、相談経路に関して地域差があることが明らかとなった。都市部での「子ども人口1,000人あたりの相談件数」は特に多く、なかでも保護の怠慢・拒否、心理的虐待に関する相談件数は都市部に偏在していた。さらに、虐待に関する近隣・知人からの相談が多いのも都市部においてであった。以上の知見からは、都市部における虐待に対する敏感さをどのように支えていくのかという点が、今後の検討課題として浮かび上がってくる。

キーワード：児童虐待，児童虐待相談対応件数，『福祉行政報告例』，地域差

社会保障研究 2017, vol.2, no.2・3, pp.279-308.

## I はじめに

2016年度中に、全国210カ所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、122,578件（速報値）におよんだ（厚生労働省2017）。この値は今年も例にもれず、「過去最多」となった。

とりわけ近年では、児童虐待をめぐる社会的環境が変化しつつある。例えば、厚生労働省が示す「児童虐待の定義」に一部変更が加えられた。新しい定義では、子どもへの直接的な虐待だけでなく、「子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）」ことも

子どもへの「心理的虐待」として扱われるようになった。そのほか2015年7月からは、児童相談所全国共通3桁ダイヤル「189」が導入され、「いちはやく」通告すること、相談することが喚起されている。

これらの動向は、児童虐待相談対応件数の増加に少なからず影響力をもつと考えられるが、現在の児童虐待の「増加」はどこで起きているのであろうか。これに関連する議論として内田良（2005）は、虐待相談件数を実態の値ではなく「発見された件数」と位置づける。そのうえで1990-2002年度の『社会福祉行政業務報告』によるデータを分析し、児童虐待への関心と「発見」は、全

\* お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科 博士後期課程

国規模で生じている事象というよりもむしろ、都市度の高い地域で生じているということを明らかにした。

本資料ではこの議論をふまえながら、児童虐待に関する地域間比較について扱ってみたい。都市度の高い地域での児童虐待の「発見」という傾向は、現在にも引き継がれていると言えるだろうか。あるいは現在では、児童虐待に関して新しい傾向性があらわれているのだろうか。これらを検証するために、本報告では『平成27年度 福祉行政報告例』のデータを扱っていく。そして当該データから見えてきた、児童虐待相談対応件数をめぐる地域差について報告する。

## II 分析データの概要

先にも示したように本報告では、児童虐待に関する地域間比較をおこなっていくうえで、『平成27年度 福祉行政報告例』のデータを分析する。『福祉行政報告例』とは厚生労働省が、「社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的」として実施している調査である<sup>1)</sup>。そのため、「福祉行政報告例」の調査事項は、児童虐待を含む児童福祉関係の内容に限らず、身体障害者福祉関係や老人福祉関係等、幅広く社会福祉行政に関する内容を扱っている。本報告ではこのうち、都道府県別、指定都市及び中核市別にまとめられた児童虐待に関する調査事項について分析を進めていく。

## III 地域別 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

児童相談所における児童虐待相談に関する対応件数は、それぞれの都道府県、指定都市及び中核市でどのくらいの件数に及ぶのだろうか。本節では具体的な分析に入る前に、この点について確認しておきたい。

図1は、都道府県、指定都市及び中核市別の児童虐待相談の対応件数を示している。大阪府においてその件数は最多で、10,427件に及ぶ。次いで、東京都が9,909件、埼玉県が6,501件と続く。これらの結果からは、都心部において児童虐待相談の対応件数の実数が多いことがうかがえる。

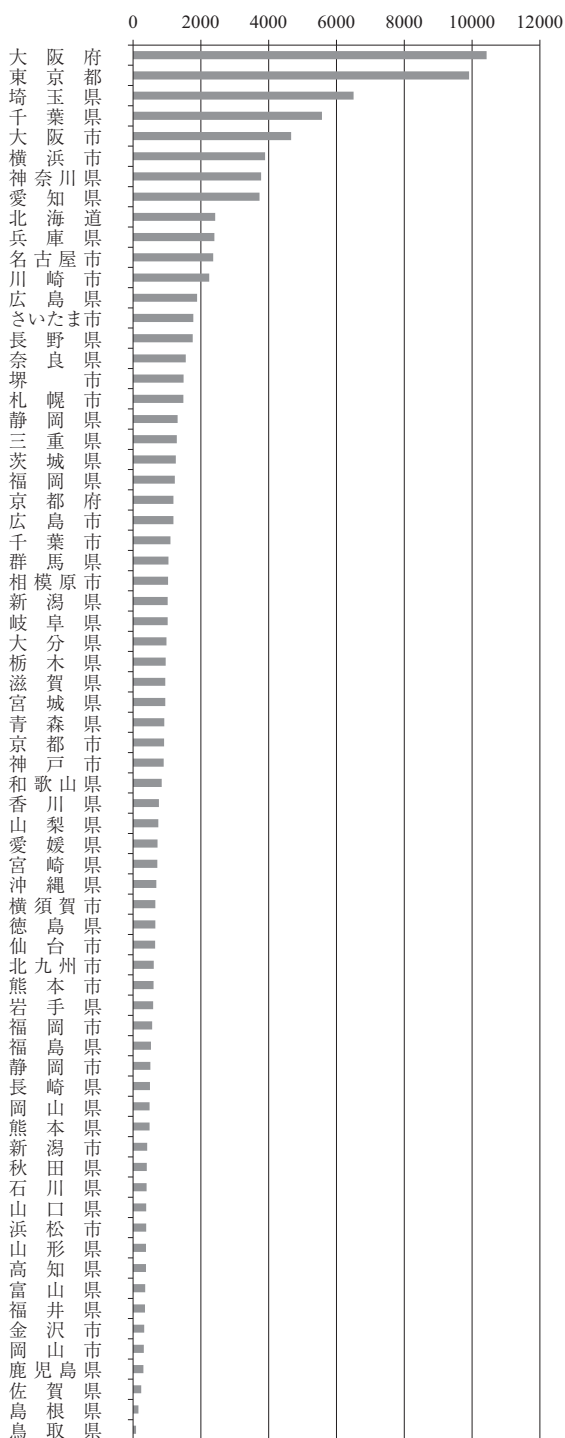
## IV 子ども人口比あたりの相談対応件数に関する地域差

ただし、上記のデータは各都道府県、指定都市及び中核市の人口規模が考慮されていない。そのため、人口の多い地域において、単純推計から虐待が「多く」発生することになってしまう。すなわちこのデータからは、虐待が「どの程度発見されやすいか」(内田2005)という地域的な特性にまで言及することはできない。そこで上記の先行研究にならって、『平成27年度 国勢調査』をもとに、20歳未満人口1,000人あたりの児童虐待相談対応件数を算出した<sup>2)</sup>。以降ではこれを、「子ども人口1,000人あたりの相談件数」として扱ってみたい。

図2は、子ども人口1,000人あたりの児童虐待相談対応件数を示している。上位5地域を挙げると、大阪市(11.431件)、大阪府(10.954件)、横須賀市(9.806件)、堺市(9.650件)、川崎市(9.063件)である。一方、下位5地域は山口県(1.639件)、佐賀

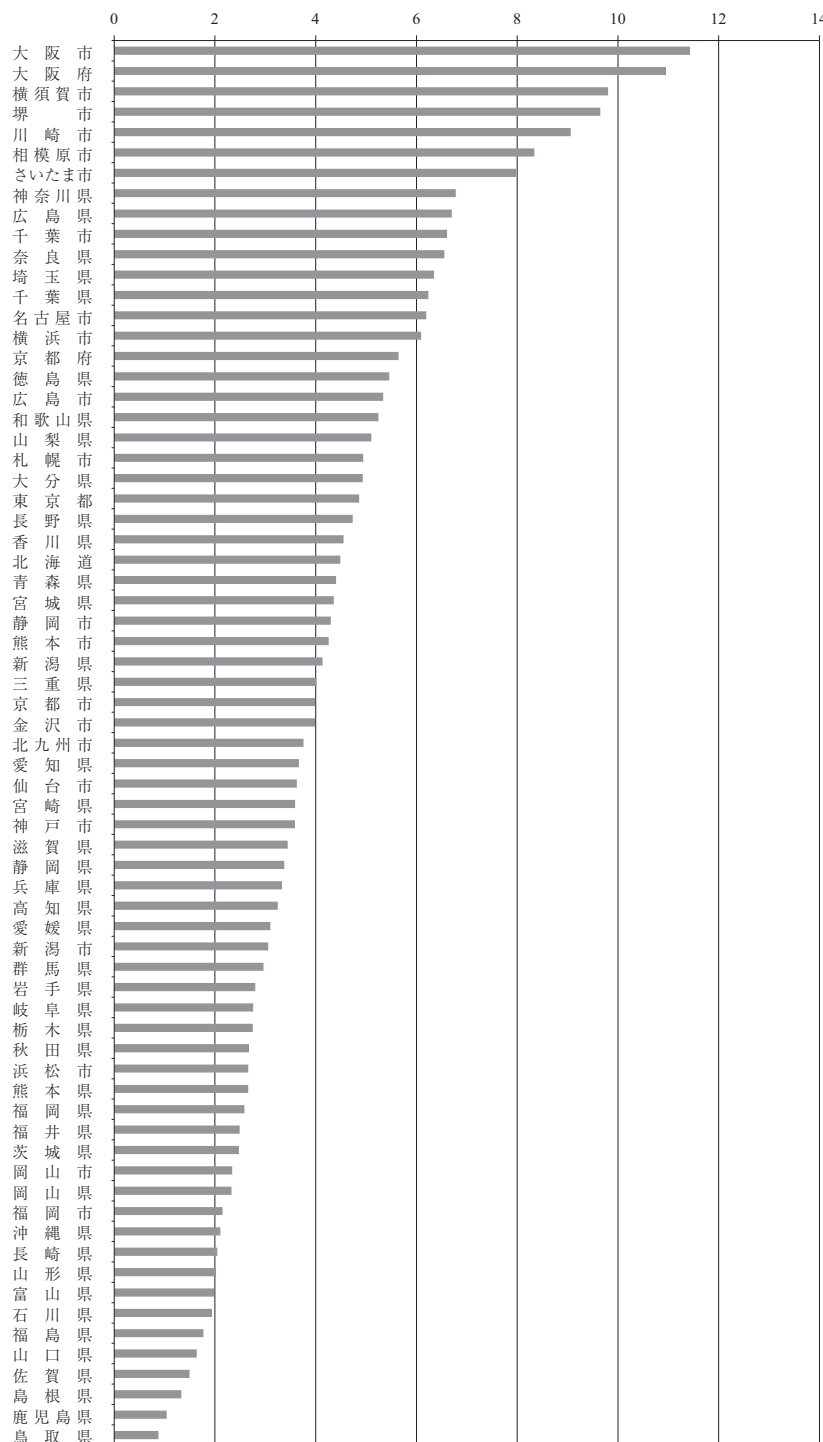
<sup>1)</sup>『福祉行政報告例』は月報及び年度報として発行されている。本報告においては年度報を扱うこととする。

<sup>2)</sup>先行研究(内田2005)での相談件数、人口数の扱い方に対応させて、各道府県を扱う際には、それぞれ指定都市の相談件数、子ども数を差し引くこととした。また、内田(2005)では、0歳～14歳までの子ども数が扱われているが、本報告では20歳未満人口(各都道府県の20歳未満人口から、政令指定都市の20歳未満人口を差し引いた値)を扱うこととした。なお、人口の値は『福祉行政報告例』の調査年度に併せて、『平成27年度 国勢調査』を参照した。



出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

図1 都道府県、政令都市及び中核市別 児童相談所における児童虐待相談の対応件数（件）



出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

図2 20歳未満人口1,000人あたりの児童虐待相談対応件数 (件)

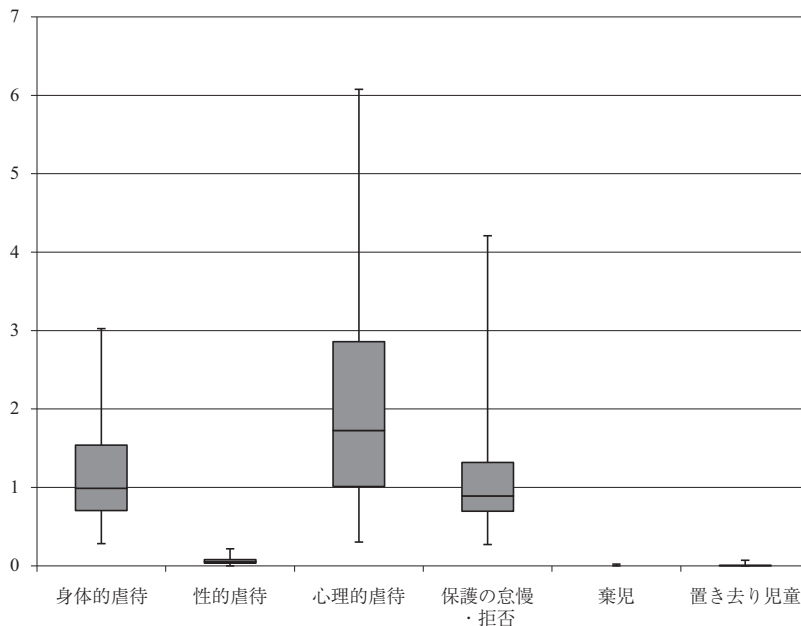
県（1,494件）、島根県（1,332件）、鹿児島県（1,040件）、鳥取県（0,880件）である。

上記の結果からは、虐待に関する相談件数には地域差があることが読み取れる。子ども人口1,000人あたりの対応件数が最多の大阪市と、最少の鳥取県では10件以上もの差が開いている。特に、大阪市、横須賀市、堺市、川崎市など、政令指定都市や中核市においてその件数が多い点は注目されるだろう。すなわち、「虐待がどの程度発見されやすいか」という視点から考察したとき、虐待の発見は依然として都市部を中心に起きていることが分かる。それどころか、都市部での「子ども人口1,000人あたりの相談件数」は一層の高まりを見せていると言うことができるのではないだろうか<sup>3)</sup>。

## V 相談種別に関する地域差

「子ども人口1,000人あたりの相談件数」から、依然として虐待が都市部で発見されやすいということがわかった。それでは、都市部で発見される虐待にはどのような特徴があるのだろうか。続いては、相談種別に関する地域差について考察してみたい。

図3は、各都道府県、政令都市、中核市子ども人口1,000人あたりの児童相談対応件数を相談種別別にとりまとめ、その分布を箱形図に示したものである。箱形図からは、棄児や置き去り児童はどの地域においてもほとんどなく、性的虐待にも地域差があまり見られないことが分かる。一方で、身体的虐待、保護の怠慢・拒否、心理的虐待に関しては、分布にばらつきがある。特に、箱の大きさと



出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

図3 相談種別別 20歳未満子ども1,000人あたりの児童虐待相談対応件数（件）の分布

<sup>3)</sup> 2002年度時点について算出された「発見率」（内田2005）は、下位地域の秋田で0.344、上位地域の大阪で2.715であった。子ども人口数の扱い方に違いがあるにも関わらず（注2）を参照のこと）、現在は上位地域における値が著しく上昇していることが読み取れる。

ひげの長さを見てみると、保護の怠慢・拒否と心理的虐待に関して、ばらつきが顕著であることが読み取れる。

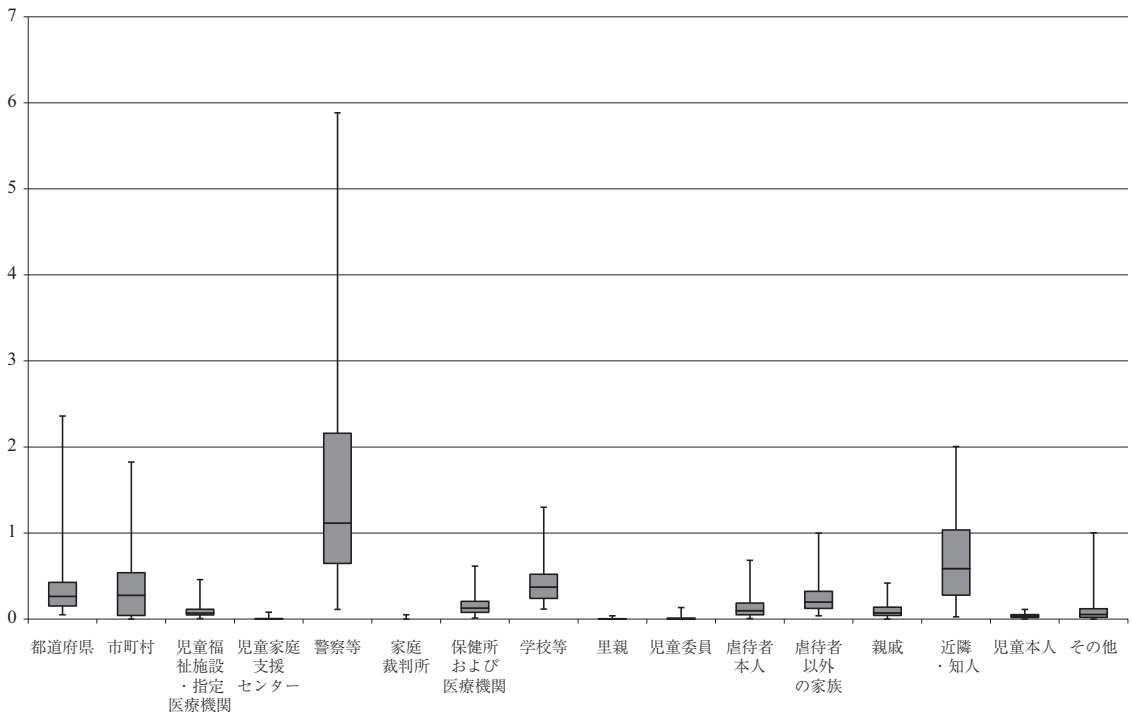
それでは、保護の怠慢・拒否や心理的虐待に関する相談は、どのような地域で発生しているのだ

ろうか。表1は、相談種類別の相談対応件数を、上位5地域、下位5地域について整理したものである。保護の怠慢・拒否に関しては、横須賀市(4,209件)、相模原市(3,185件)、大阪府(2,945件)、川崎市(2,250件)、大阪市(2,208件)が上位

表1 相談種類別 20歳未満子ども1,000人あたりの児童虐待相談対応件数(件)

	順位	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	棄児	置き去り児童	総計
上位5地域	1	大阪市 3.025	熊本市 0.218	大阪市 6.076	横須賀市 4.209	熊本市 0.021	熊本市 0.070	大阪市 11.431
	2	広島県 2.645	大阪府 0.207	堺市 5.712	相模原市 3.185	和歌山県 0.012	和歌山県 0.050	大阪府 10.954
	3	大阪府 2.605	広島県 0.170	大阪府 5.197	大阪府 2.945	相模原市 0.008	北九州市 0.043	横須賀市 9.806
	4	川崎市 2.233	大阪市 0.123	川崎市 4.487	川崎市 2.250	京都府 0.005	沖縄県 0.037	堺市 9.650
	5	千葉市 2.227	和歌山県 0.112	さいたま市 4.215	大阪市 2.208	兵庫県 0.004	大阪市 0.029	川崎市 9.063
下位5地域	65	岡山市 0.432	岡山市 0.015	岡山市 0.558	福島県 0.425			山口県 1.639
	66	鳥根県 0.378	新潟市 0.015	長崎県 0.555	山口県 0.375			佐賀県 1.494
	67	鹿児島県 0.296	鳥根県 0.009	鹿児島県 0.418	鳥根県 0.352			鳥根県 1.332
	68	岡山県 0.292	金沢市 0.000	鳥取県 0.324	鹿児島県 0.292			鹿児島県 1.040
	69	鳥取県 0.283	鳥取県 0.000	佐賀県 0.303	鳥取県 0.273			鳥取県 0.880

出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。



出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

図4 相談経路別 20歳未満子ども1,000人あたりの児童虐待相談対応件数(件)の分布

5地域にあがっている。一方、下位5地域は、福島県(0.425件)、山口県(0.375件)、鳥根県(0.352件)、鹿児島県(0.292件)、鳥取県(0.273件)である。同様に、心理的虐待については、大阪市(6.076件)、堺市(5.712件)、大阪府(5.197件)、川崎市(4.487件)、さいたま市(4.215件)が上位5地域となっている。下位5地域は、岡山市(0.558件)、長崎県(0.555件)、鹿児島県(0.418件)、鳥取県(0.324件)、佐賀県(0.303件)である。

以上のように、保護の怠慢・拒否や、特に心理的虐待に関する相談件数は、都市部に偏在しているということができる。こうした結果からは、いわゆる「目に見えにくい」虐待に対して、都市部がより敏感になっているということがうかがえるのではないだろうか。

## Ⅵ 児童虐待発見の担い手に関する地域差

つづいて検証するのは、どのような相談経路を通して児童虐待の相談が寄せられているのかという点、そしてそれらに地域差は見られるのかという点についてである。

上記について、前節と同様に箱形図および相談対応件数の上位5地域と下位5地域の表から考察してみたい(図4、表2)。

図4、表2の結果が示しているのは、いまやさまざまな相談経路を通して児童虐待に関する相談が寄せられているという点であろう。そしてそのなかでも主な相談経路となっているのは、警察等、都道府県、市町村、近隣・知人、学校等であるこ

表2 相談経路別 20歳未満子ども1,000人あたりの児童虐待相談対応件数(件)

	順位	都道府県(児童相談所・福祉事務所・保健センター等)	市町村(福祉事務所・児童委員・保健センター等)	児童福祉施設・指定医療機関(保育所・児童福祉施設・指定医療機関)	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所および医療機関	学校等(幼稚園・学校・教育委員会)
上位5地域	1	大阪府 2.361	三重県 1.826	北九州市 0.458	大阪府 0.080	大阪市 5.885	徳島県 0.050	川崎市 0.614	大阪市 1.299
	2	京都市 1.376	奈良県 1.412	徳島県 0.376	京都市 0.079	堺市 4.793	福井県 0.035	横須賀市 0.463	横須賀市 1.254
	3	相模原市 1.345	和歌山県 1.209	広島市 0.358	和歌山県 0.043	大阪府 3.779	横浜市 0.014	熊本市 0.416	川崎市 1.034
	4	堺市 1.263	新潟県 1.208	金沢市 0.242	鳥取県 0.040	さいたま市 3.546	金沢市 0.012	静岡市 0.389	北九州市 0.967
	5	川崎市 1.220	大阪府 1.145	長野県 0.226	川崎市 0.032	名古屋市 3.351	大阪府 0.012	千葉市 0.372	広島県 0.826
下位5地域	65	高知県 0.069		岡山県 0.019		鳥根県 0.266		長崎県 0.033	熊本県 0.153
	66	鹿児島県 0.068		宮城県 0.018		宮崎県 0.246		熊本県 0.033	北海道 0.148
	67	秋田県 0.066		滋賀県 0.018		鹿児島県 0.231		鹿児島県 0.032	京都府 0.147
	68	滋賀県 0.054		愛媛県 0.009		佐賀県 0.189		鳥根県 0.026	鹿児島県 0.146
	69	鳥取県 0.051		佐賀県 0.006		鳥取県 0.111		金沢市 0.012	兵庫県 0.117

	順位	里親	児童委員	虐待者本人	虐待者以外の家族	親戚	近隣・知人	児童本人	その他
上位5地域	1	和歌山県 0.037	金沢市 0.133	大阪市 0.684	横須賀市 1.000	横須賀市 0.418	千葉市 2.005	神奈川県 0.111	京都府 1.004
	2	富山県 0.022	横須賀市 0.104	徳島県 0.584	神奈川県 0.683	神奈川県 0.264	川崎市 1.797	川崎市 0.097	高知県 0.925
	3	大分県 0.020	相模原市 0.081	札幌市 0.534	堺市 0.674	相模原市 0.235	横須賀市 1.761	千葉市 0.090	東京都 0.750
	4	鳥取県 0.010	広島市 0.062	相模原市 0.494	相模原市 0.624	宮崎県 0.221	さいたま市 1.746	大阪市 0.088	茨城県 0.446
	5	札幌市 0.010	千葉市 0.054	岡山市 0.461	さいたま市 0.548	大阪市 0.211	大阪府 1.711	大阪府 0.070	和歌山県 0.330
下位5地域	65			熊本市 0.028	浜松市 0.069	鹿児島県 0.010	札幌市 0.130	広島県 0.007	石川県 0.005
	66			東京都 0.013	石川県 0.068	鳥根県 0.009	山口県 0.106	福井県 0.007	富山県 0
	67			岩手県 0.010	山口県 0.064	浜松市 0.007	鳥取県 0.060	富山県 0.006	山形県 0
	68			鹿児島県 0.007	秋田県 0.060	富山県 0	岡山県 0.034	新潟県 0.004	北九州市 0
	69			堺市 0.006	岡山市 0.037	奈良県 0	鳥根県 0.026	仙台市 0.000	浜松市 0

出所:『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。



とが読み取れる。特に、警察等がこれに果たしている役割は大きいとすることができるだろう。また箱の大きさとひげの長さを見てみると、地域差も顕著であることが分かる。警察等の対応件数が多いのは、大阪市（5.885件）、堺市（4.793件）、大阪府（3.779件）、さいたま市（3.546件）、名古屋市（3.351件）であり、都市部に集中している。また、児童福祉施設・指定医療機関や保健所および医療機関といった専門機関よりもむしろ、近隣・知人からの相談件数が多いという点も注目されよう。近隣・知人からの相談については、千葉市（2.005件）、川崎市（1.797件）、横須賀市（1.761件）、さいたま市（1.746件）、大阪府（1.711件）が上位5地域となっている。一方で下位地域は、札幌市（0.130件）、山口県（0.106件）、鳥取県（0.060件）、岡山県（0.034件）、鳥根県（0.026件）である。下位地域に札幌市が含まれている点は例外的ではあるものの、おおむね都市部において、近隣・知人からの相談が多いことを読み取ることができる。

### Ⅶ 虐待への対応に関する地域差

以上の分析からは、虐待に関する相談は特に都市部に集中しており、相談内容や相談経路に関しても地域差があることが示された。それでは、虐待に関する相談を受けた後の対応に関して、地域による特徴は見られるのだろうか。ここでは児童相談所における児童虐待相談の児童福祉施設入所

内訳に関するデータをもとにこれを考察する。

表3は、子ども人口1,000人あたりの児童虐待相談後に児童福祉施設に入所した件数について示したものである。表3の結果からは、これまでの分析で検証されたような都市部での偏在や地域差といった傾向性はあまり見られない。例えば、児童養護施設への入所対応は、徳島県（0.267件）、岡山市（0.260件）、熊本県（0.241件）、札幌市（0.237件）、高知県（0.231件）が上位5地域である。一方で、千葉市（0.036件）、福岡市（0.034件）、福岡県（0.034件）、新潟市（0.007件）、滋賀県（0.007件）が下位5地域である。上位5地域、下位5地域ともに政令指定都市が含まれており、入所対応に関して何らかの地域的な特徴があるとは言い難い。そうではあるものの、乳児院への入所対応には興味深い特徴も見えてくる。件数の数値こそ低いが、ここでは上位5地域が、相模原市（0.138件）、横須賀市（0.104件）、熊本市（0.085件）、岡山市（0.082件）、川崎市（0.077件）といずれも、政令指定都市・中核市に集中している。

以上のように、概して児童虐待相談後の対応をめぐって地域差は明示されなかったものの、乳児院への入所対応に関しては、都市部に集中するという傾向が見られた。入所対応に関する地域差がある可能性も否定できない。

表3 20歳未満人口1,000人あたりの児童虐待相談の児童福祉施設入所内訳（件）

	順位	児童養護施設		乳児院		児童自立支援施設		情緒障害児短期治療施設		その他		総計	
上位5地域	1	徳島県	0.267	相模原市	0.138	岡山市	0.037	和歌山県	0.044	徳島県	0.225	徳島県	0.534
	2	岡山市	0.260	横須賀市	0.104	山梨県	0.034	熊本市	0.035	相模原市	0.073	岡山市	0.454
	3	熊本県	0.241	熊本市	0.085	鳥取県	0.030	熊本県	0.033	熊本県	0.066	熊本県	0.416
	4	札幌市	0.237	岡山市	0.082	岡山県	0.029	山口県	0.030	岡山市	0.060	相模原市	0.413
	5	高知県	0.231	川崎市	0.077	熊本県	0.027	鳥根県	0.026	熊本市	0.056	熊本市	0.395
下位5地域	65	千葉市	0.036	兵庫県	0.010							宮城県	0.069
	66	福岡市	0.034	鳥根県	0.009							千葉市	0.054
	67	福岡県	0.034	福島県	0.007							福島県	0.054
	68	新潟市	0.007	金沢市	0.000							福岡市	0.050
	69	滋賀県	0.007	浜松市	0.000							新潟市	0.029

出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。



## Ⅷ 小括

本報告では『平成27年度 福祉行政報告例』のデータの分析を通して、児童虐待相談対応件数をめぐる地域差について検証してきた。分析に際しては、特に先行研究（内田2005）にならい、各都道府県、指定都市及び中核市の人口規模を考慮し、「子ども人口1,000人あたりの相談件数」に関する考察をおこなった。

その結果明らかになったことは、人口比あたりの虐待相談対応件数、相談種別、相談経路に関して地域差があるという点である。虐待の発見は依然として都市部を中心に起きており、都市部での「子ども人口1,000人あたりの相談件数」は一層高まりを見せていることが示唆された。なかでも、保護の怠慢・拒否、特に心理的虐待などの「見えにくい虐待」に関する相談件数は、都市部に偏在していることも分かった。そして、虐待に関する相談経路が多岐にわたっているなかで、近隣・知人からの相談が多いのはおおむね都市部においてであった。

以上の知見が示すことは、児童虐待に対して敏感になる都市部のすがたである。身体的虐待のよ

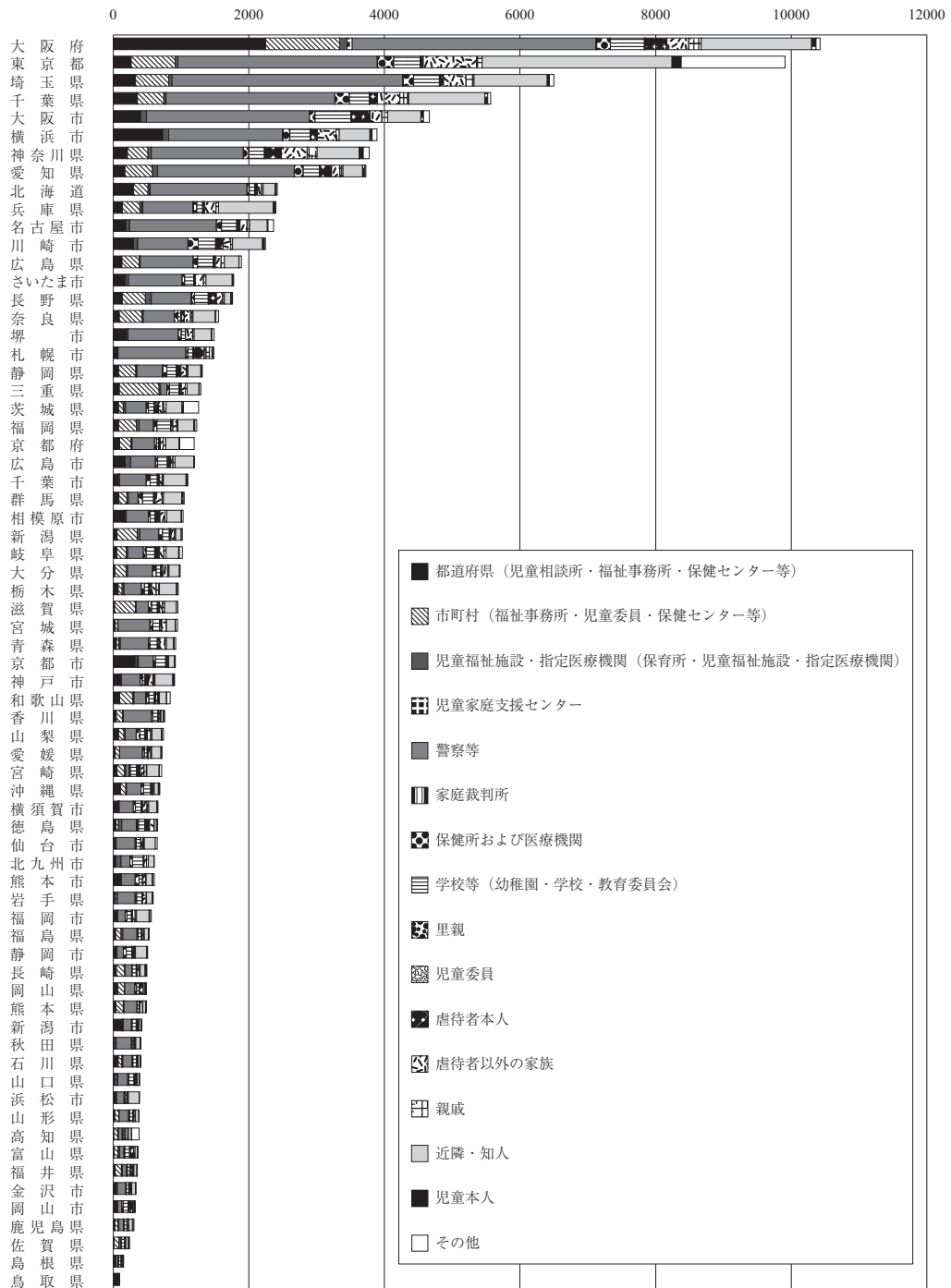
うに「見えやすい」虐待のみならず、心理的虐待のような「見えにくい」虐待についても、近隣・知人も含みながら、全方位的な注意が向けられている。虐待に「いちはやく」気づき、対応するということを重視しようとする際、このように虐待に十分な注意が払われていることは有益であるだろう。しかし他方では、このような鋭い注意が向けられている状況のなかで、子どものいる家庭、親たちは、現在子育てをしているという点についても見ていかなければならない。すなわち、都市部における虐待に対する敏感さをどのように支えていくのかということは、今後の論点になりうるのではないだろうか。

### 参考文献

- 厚生労働省（2017）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第13次報告）及び児童相談所での児童虐待相談対応件数」（2017年8月17日報道発表資料）。<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000173365.html>（2017年9月27日取得）。
- 内田良（2005）「『虐待』は都市で起こる—「児童相談所における児童相談の処理件数」に関する2次分析—」『教育社会学研究』（76），pp.129-148。

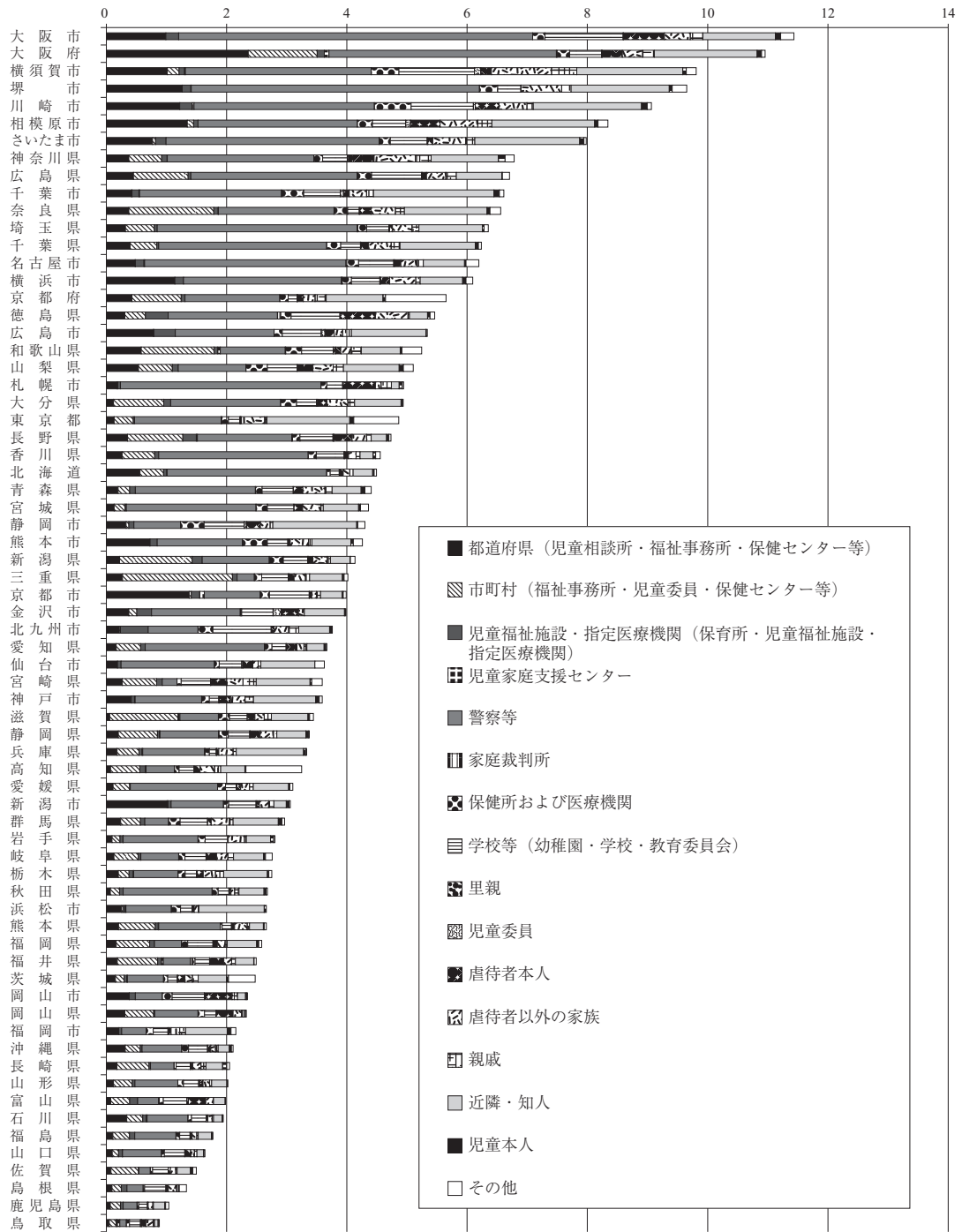
（しみず・みき）

【参考資料】



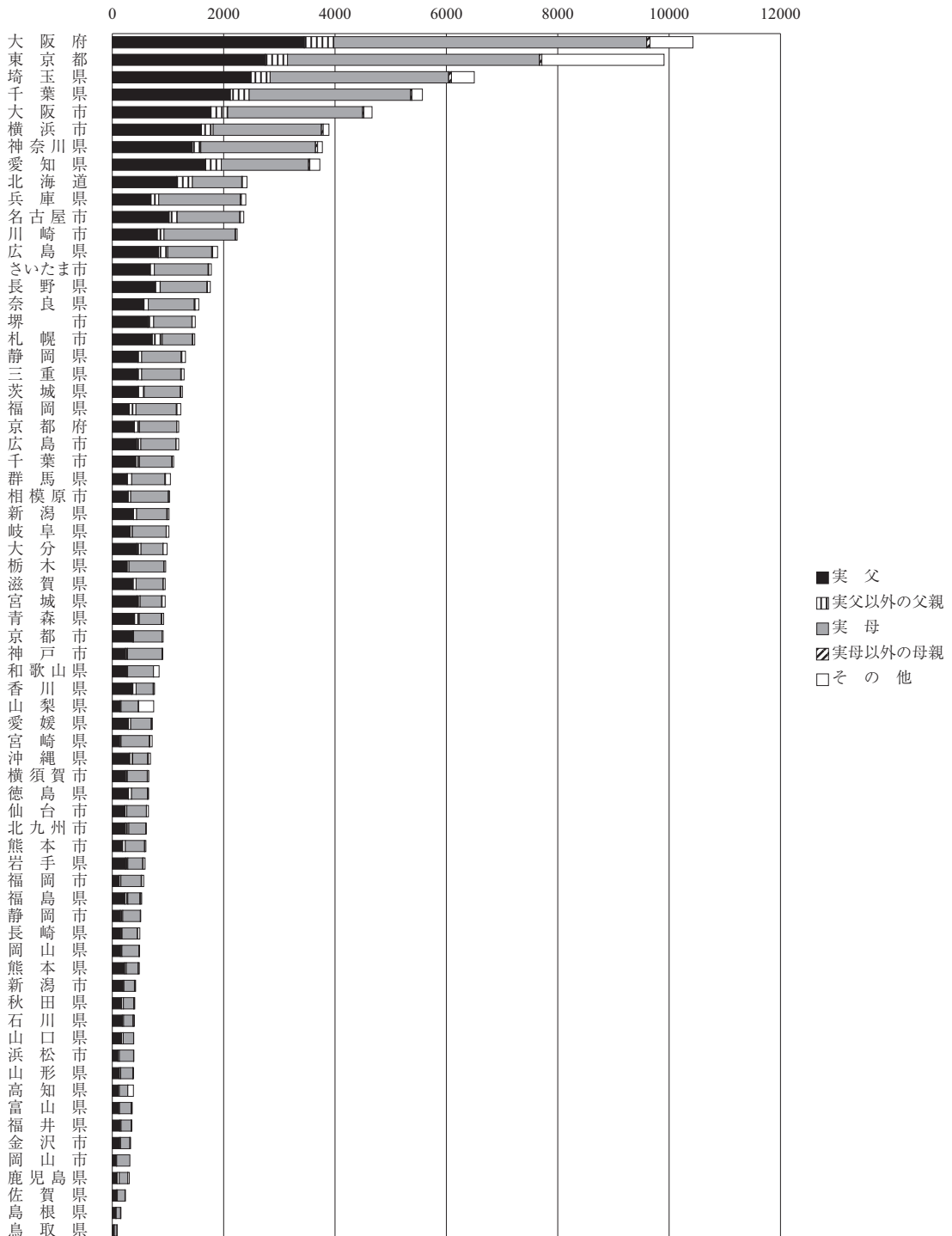
出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

付録図1-1 相談経路別 児童虐待相談対応件数 (件)



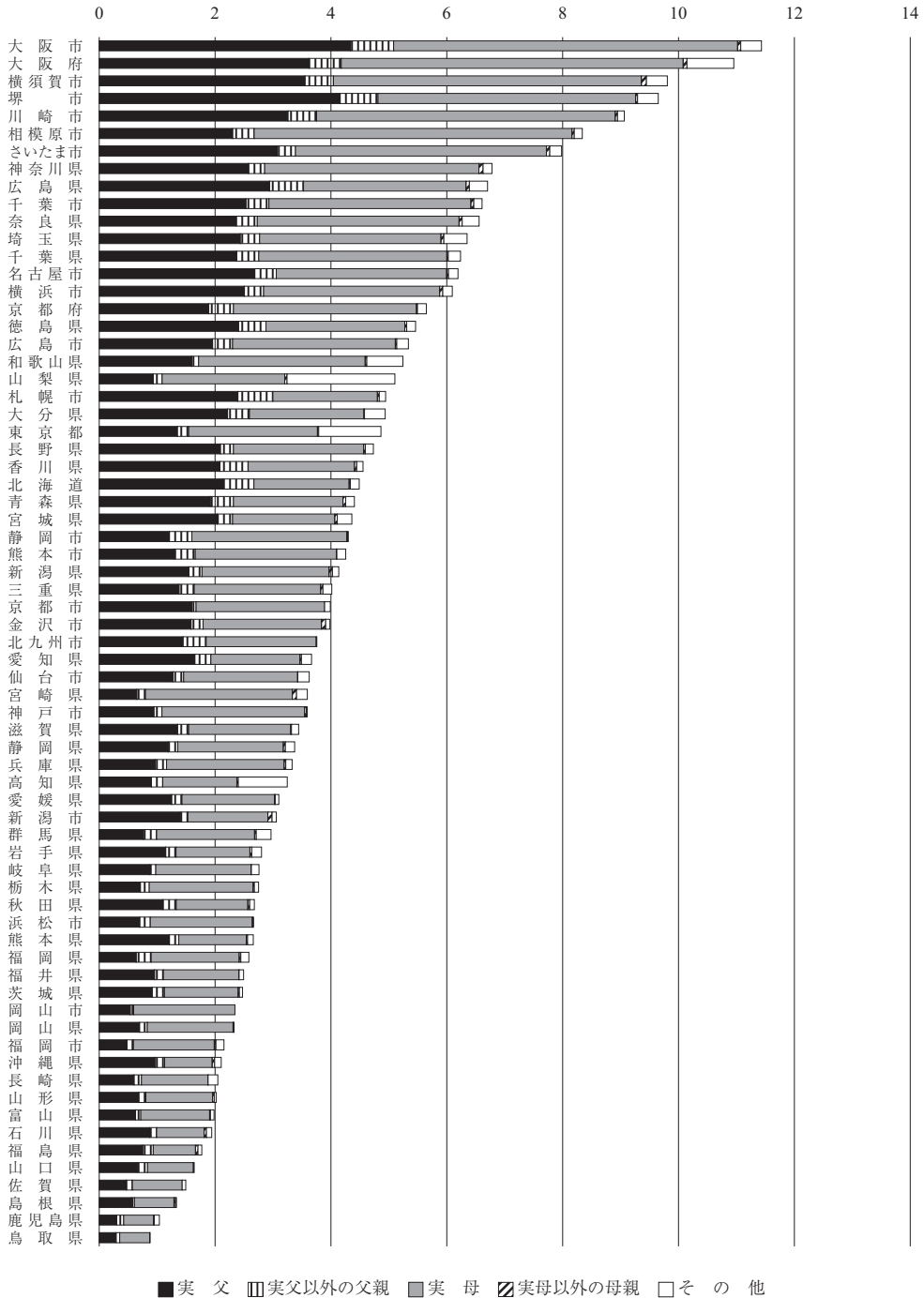
出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

付録図1-2 相談経路別 20歳未満子ども1,000人あたりの児童虐待の相談対応件数（件）

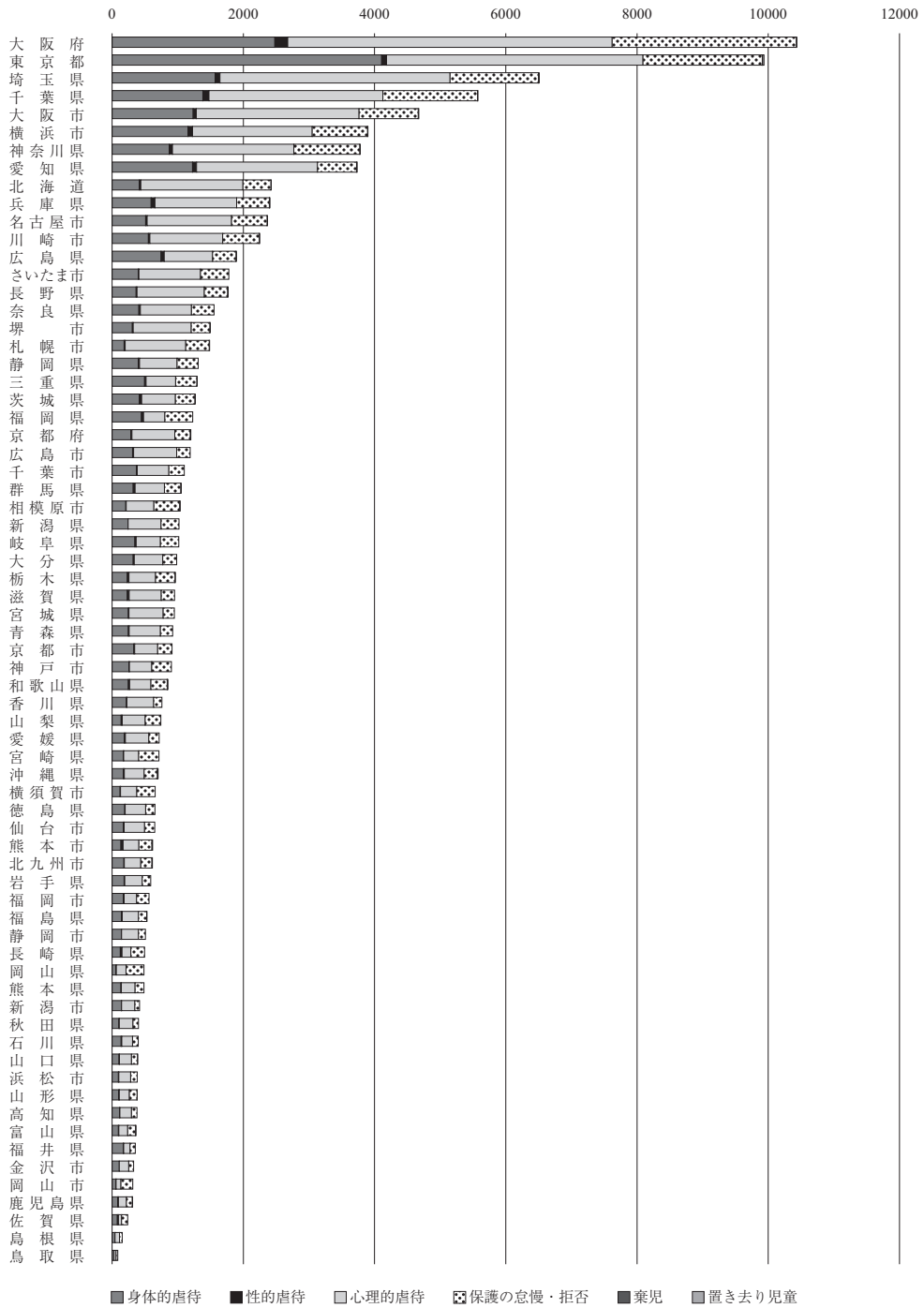


出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

付録図2-1 主な虐待者別 児童虐待相談対応件数（件）



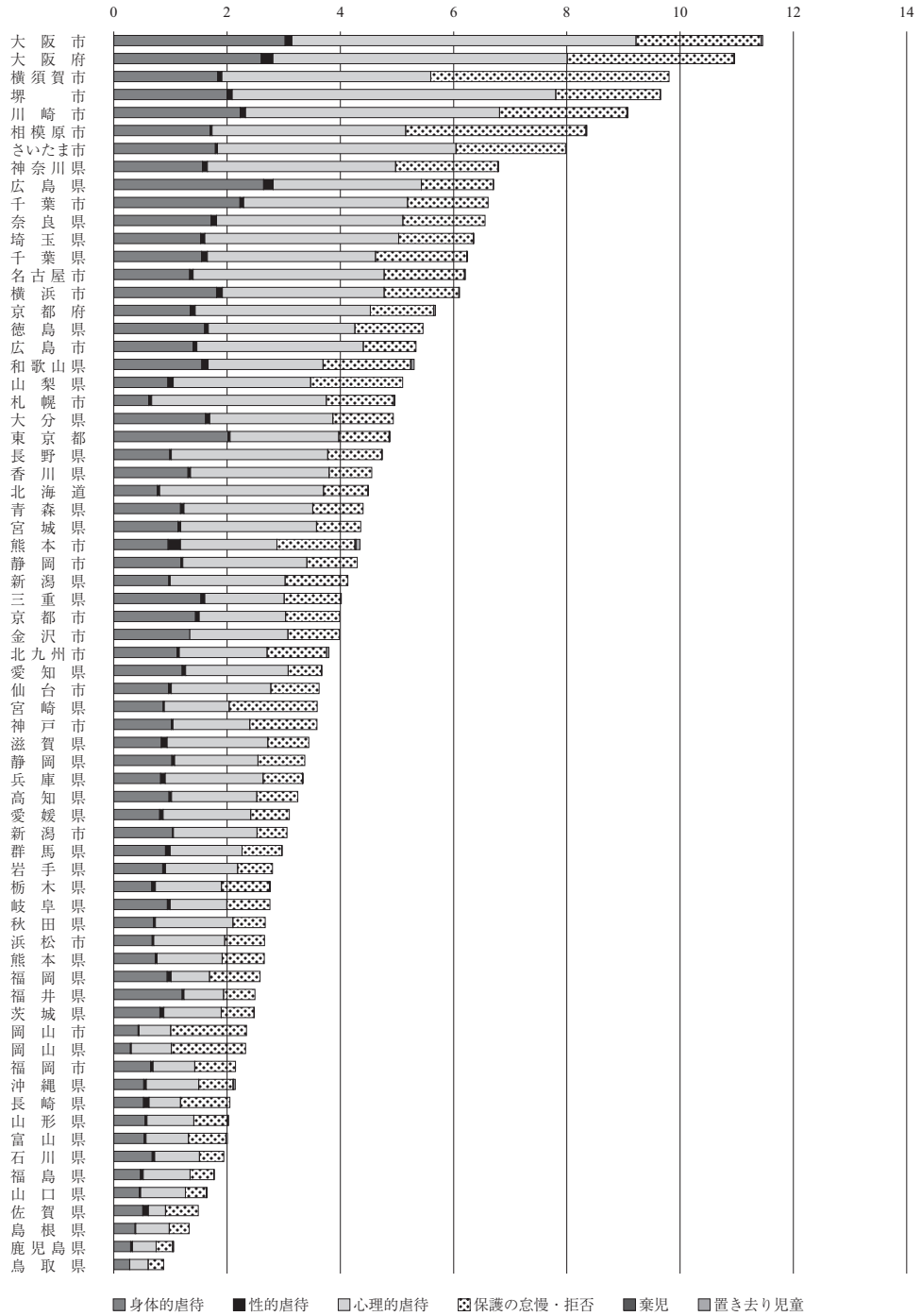
付録図2-2 主な虐待者別 20歳未満子ども1,000人あたりの児童虐待の相談対応件数（件）



出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

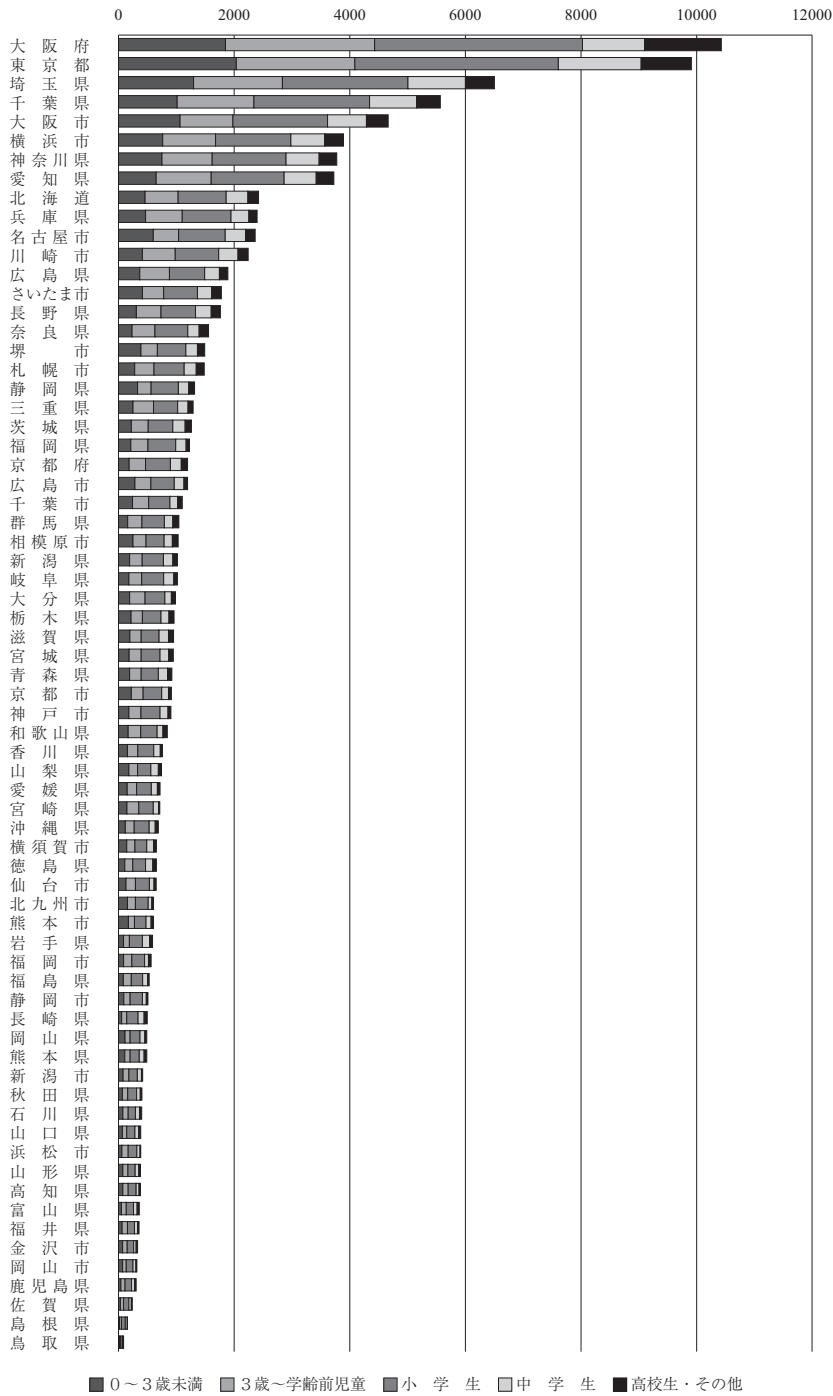
付録図3-1 相談種類別 児童虐待相談対応件数（件）





出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

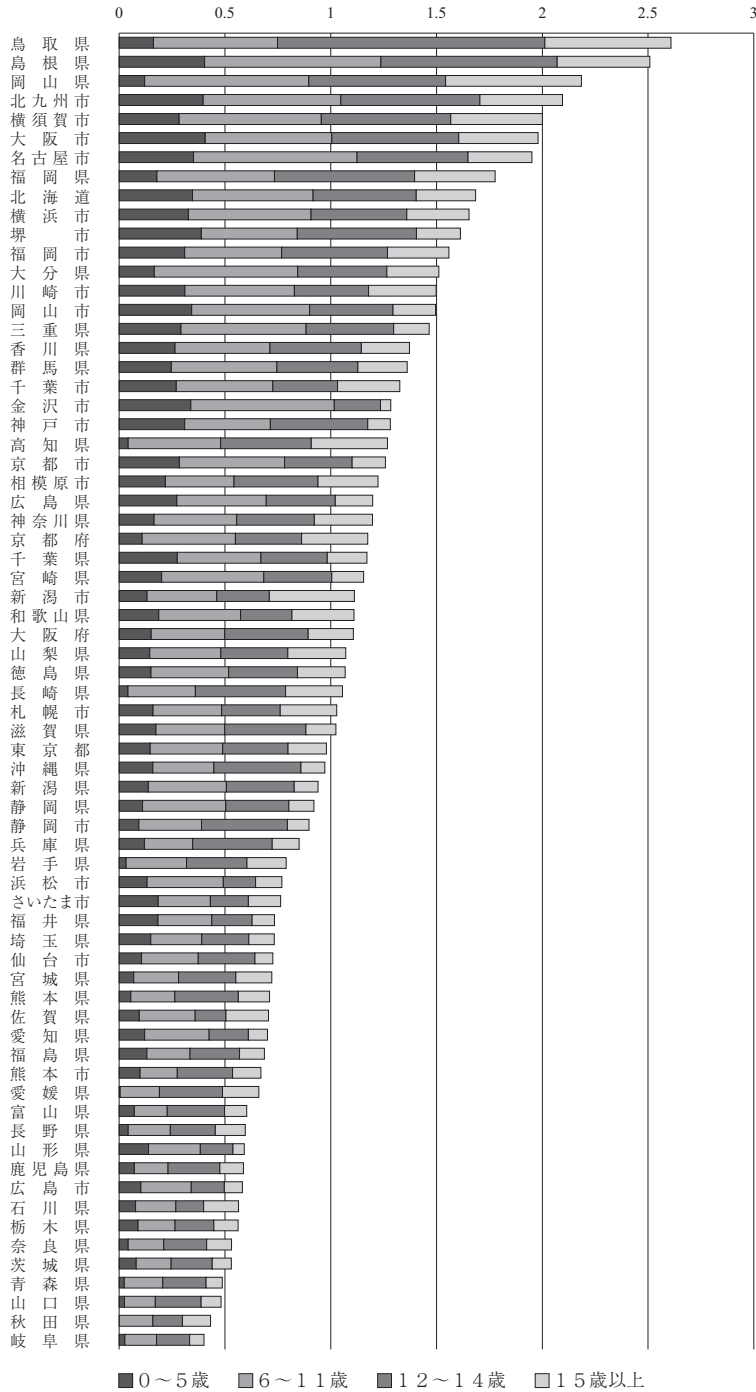
付録図3-2 相談種類別 20歳未満子ども1,000人あたりの児童虐待の相談対応件数（件）



付録図4-1 被虐待者の年齢別 児童虐待相談対応件数（件）

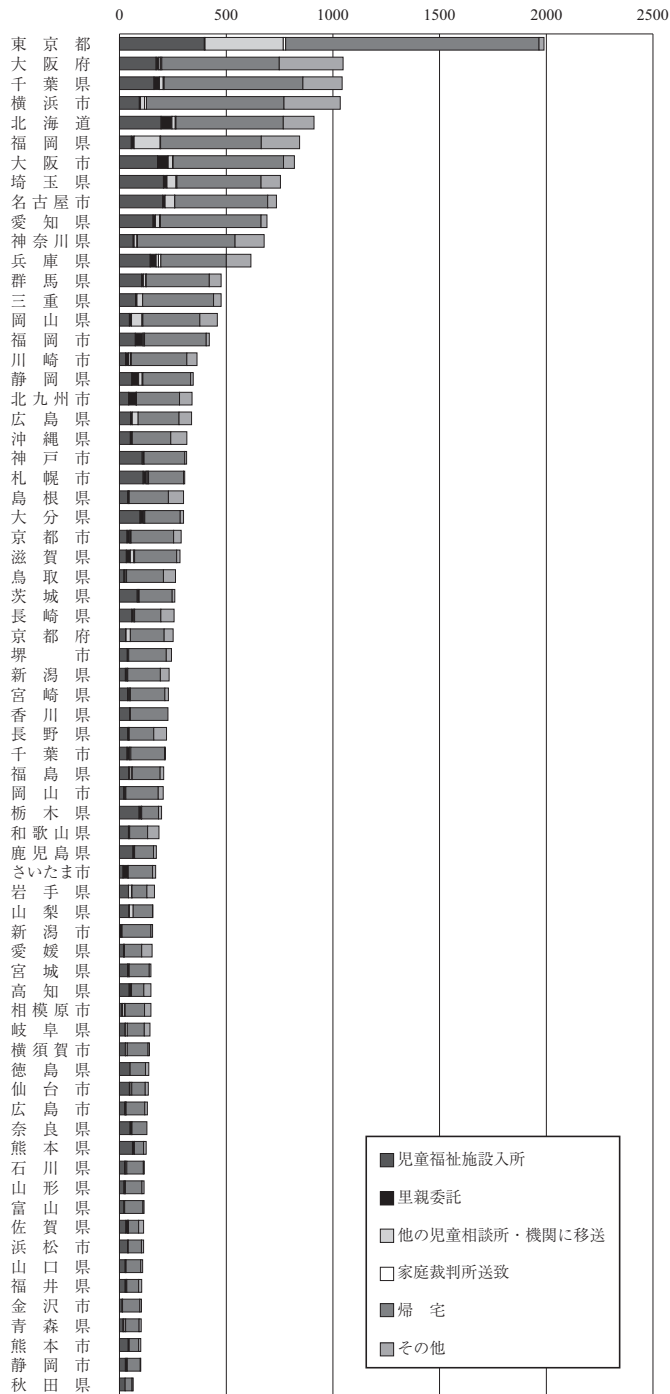






出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

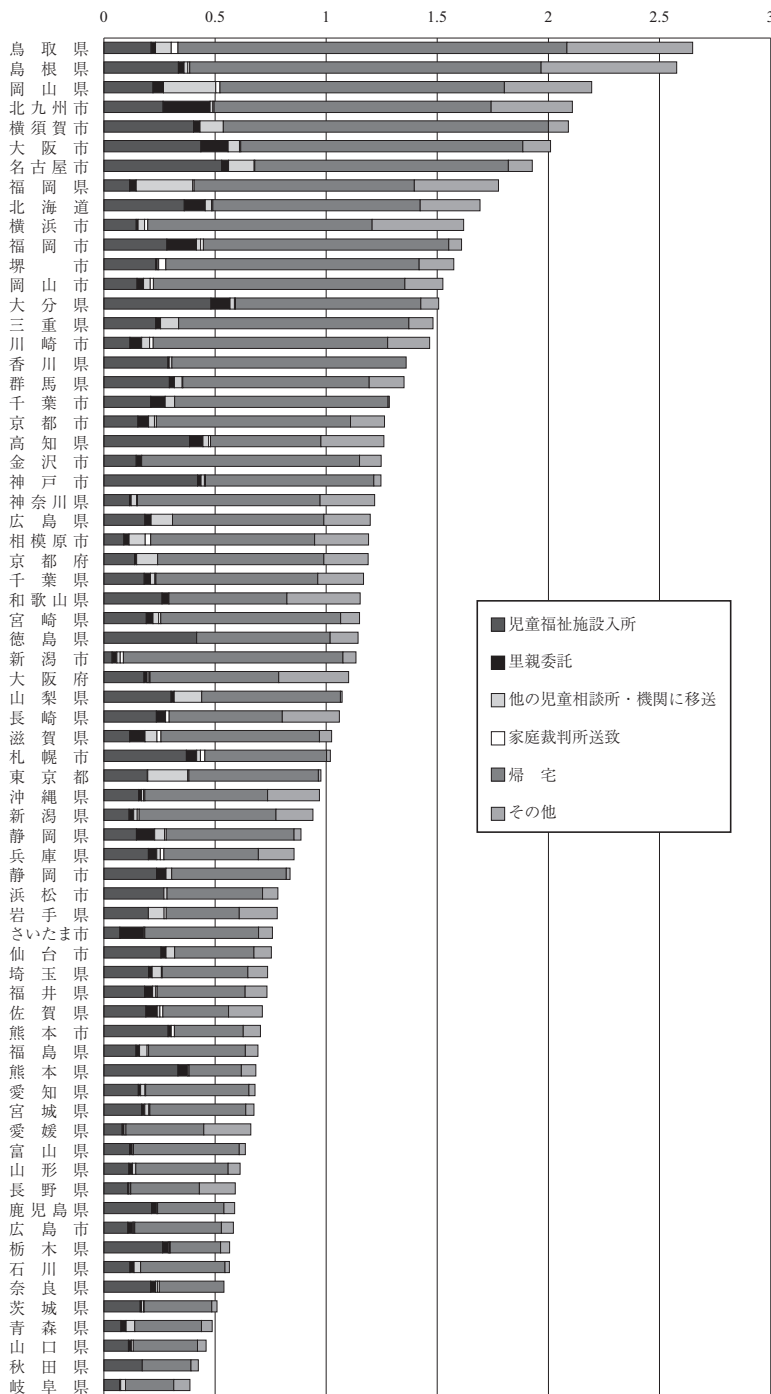
付録図5-2 年齢階級別 20歳未満1,000人あたりの児童相談所における所内一時保護児童の対応件数（件）



出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

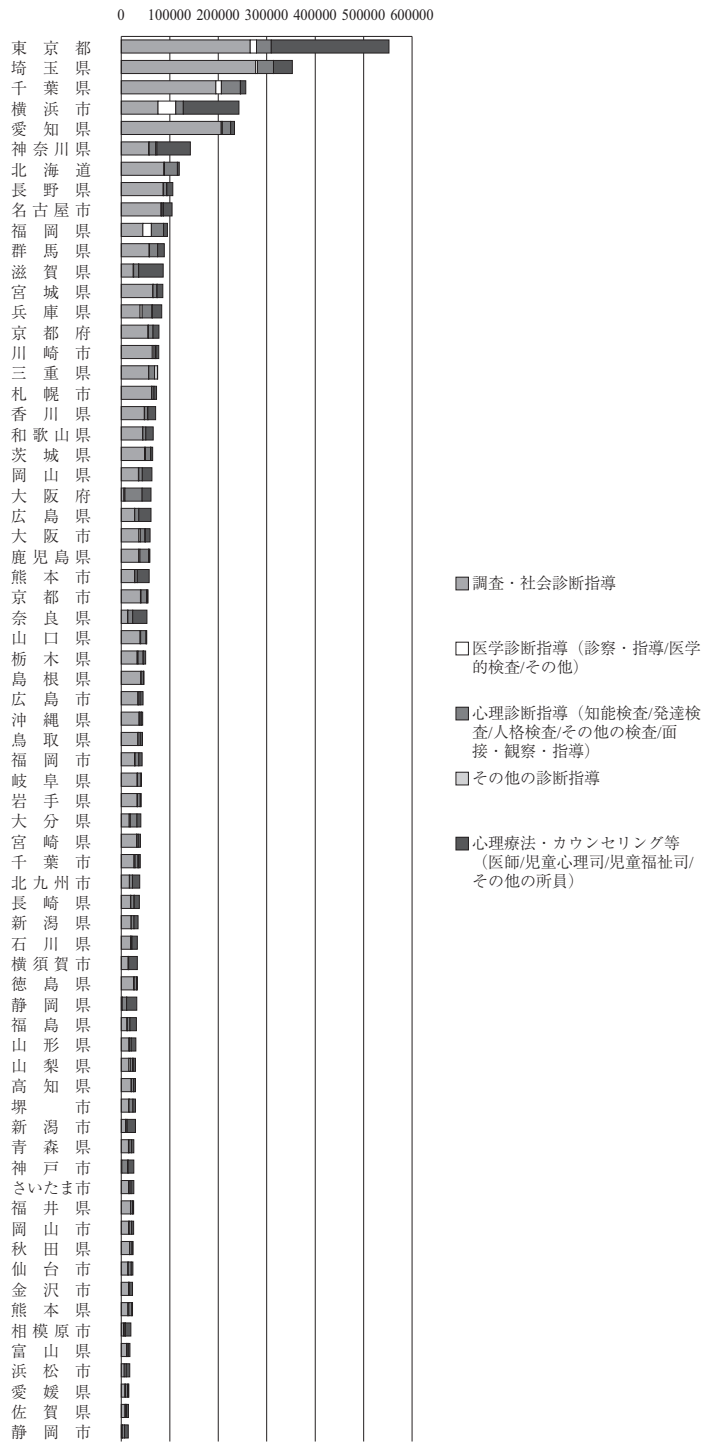
付録図6-1 対応種別別 児童相談所における所内一時保護児童の受付件数（件）





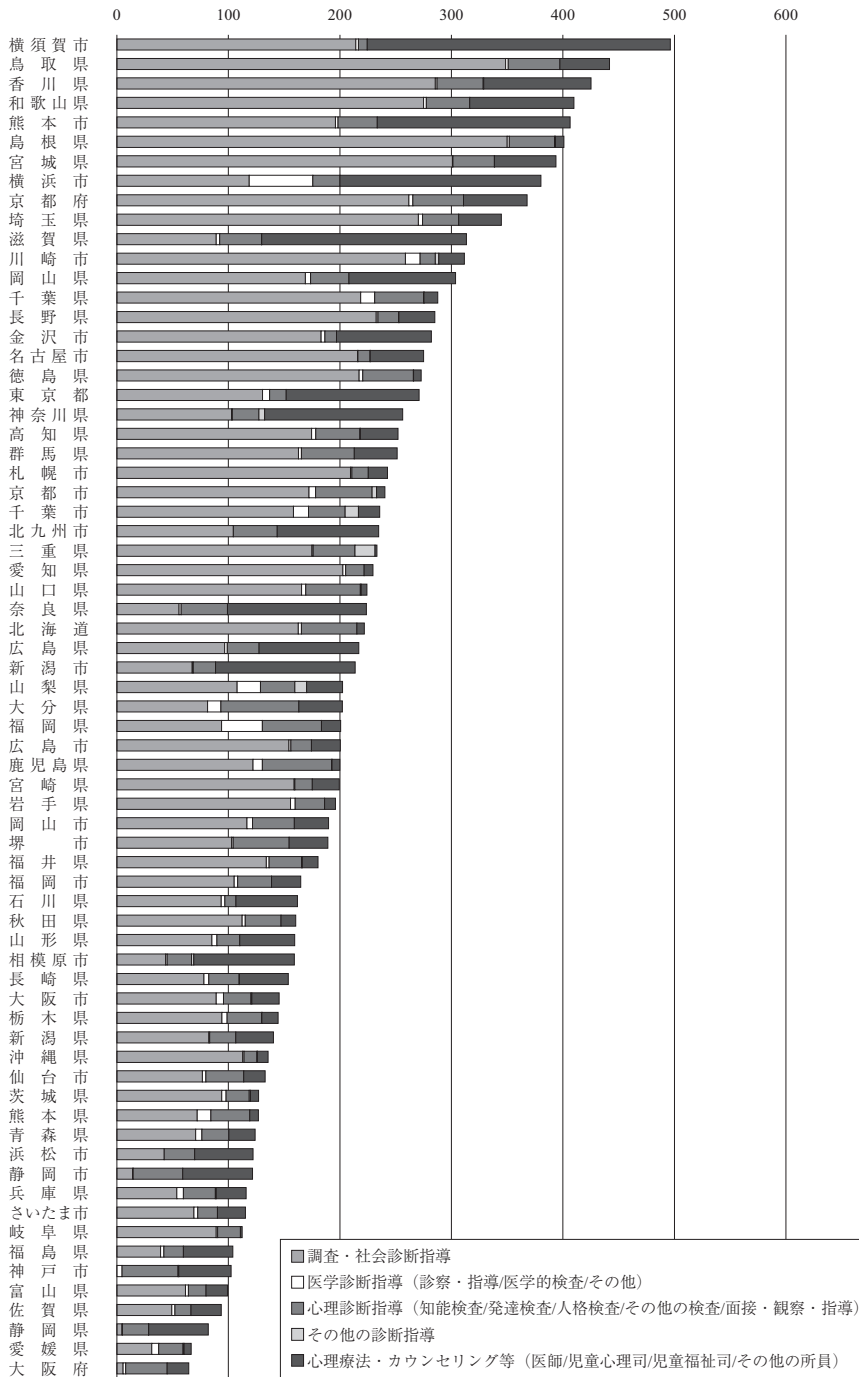
出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

付録図6-2 対応種類別 20歳未満1,000人あたりの児童相談所における所内一時保護児童の対応件数（件）



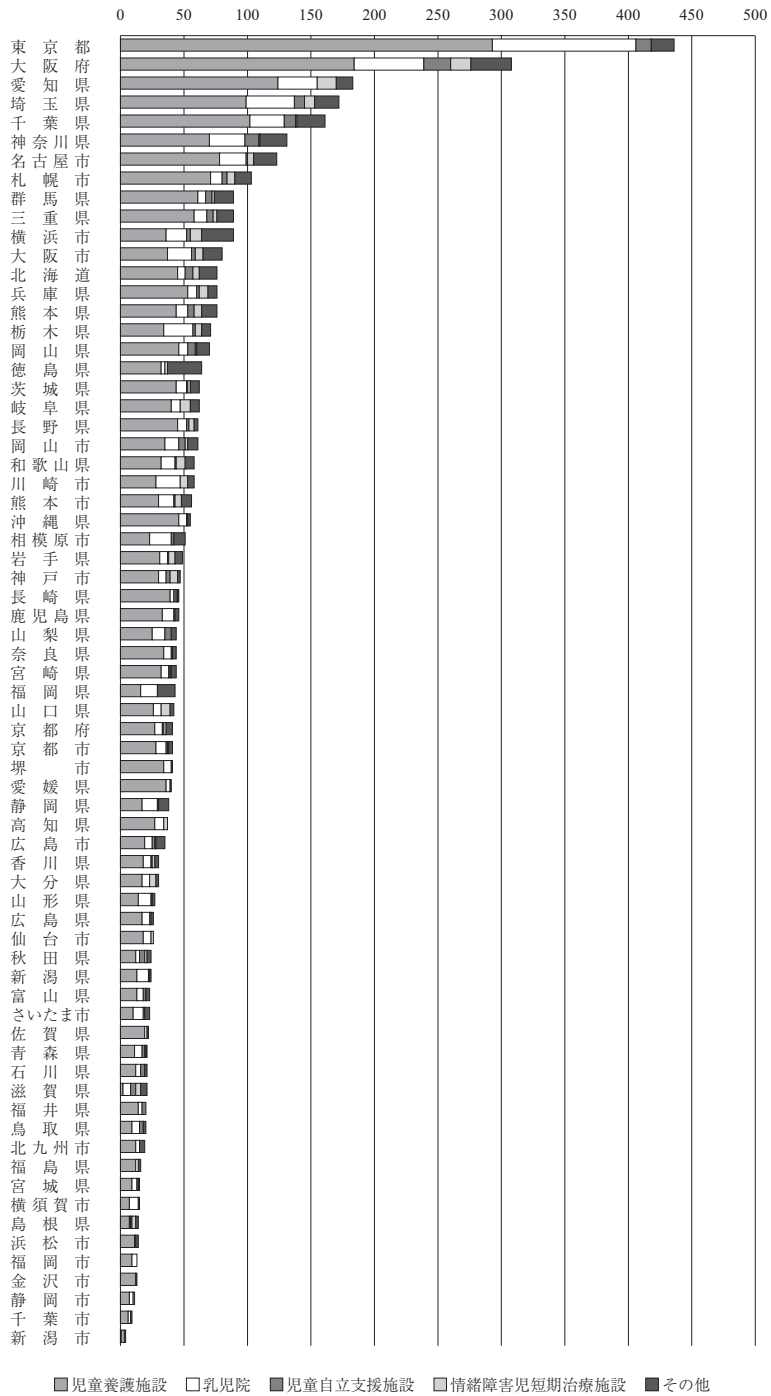
出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

付録図7-1 児童相談所における調査・診断指導・心理療法・カウンセリング等の件数（件）

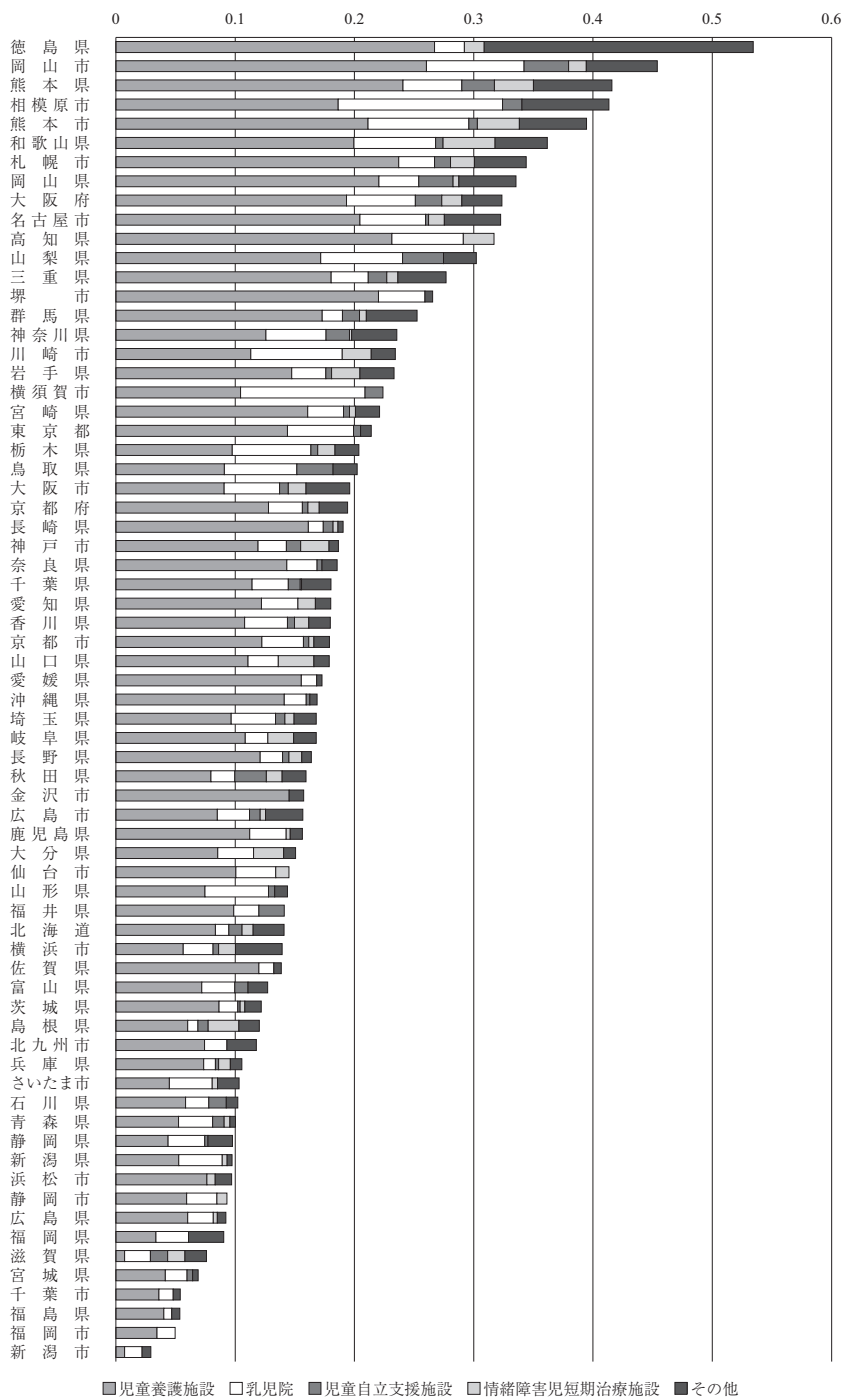


出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

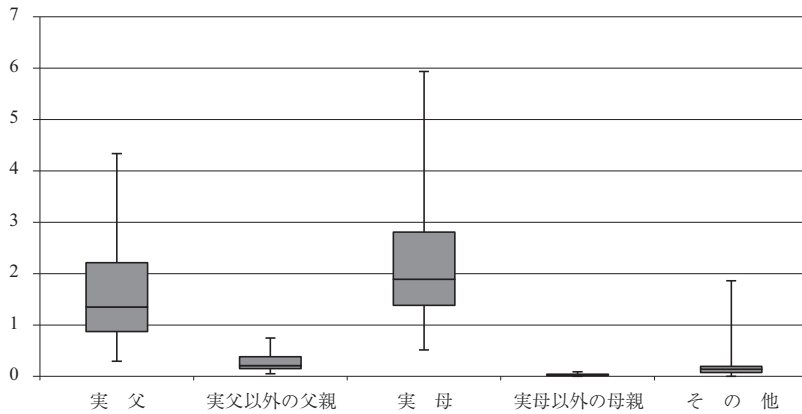
付録図7-2 20歳未満人口1,000人あたりの児童相談所における調査・診断指導・心理療法・カウンセリング等の件数（件）



付録図8-1 児童相談所における児童虐待相談の児童福祉施設入所内訳（件）

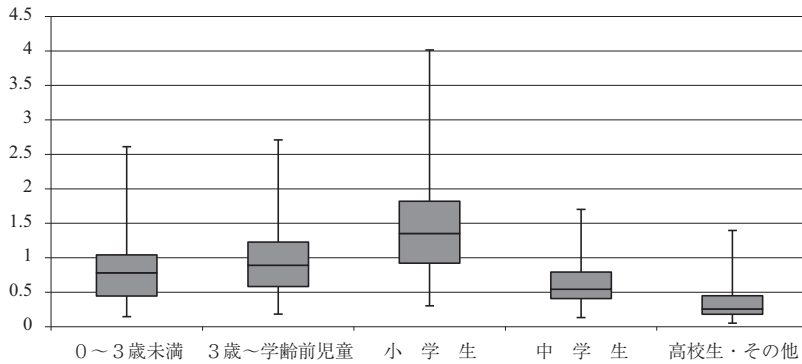


付録図8-2 20歳未満人口1,000人あたりの児童虐待相談の児童福祉施設入所内訳（件）



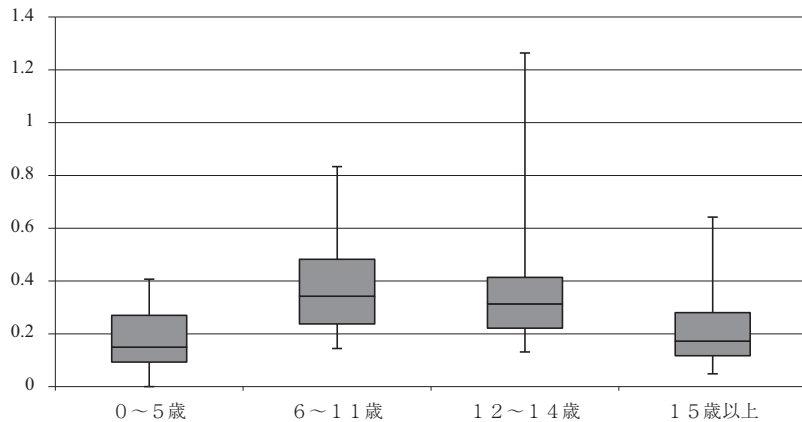
出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

付録図9-1 主な虐待者別 20歳未満子ども1,000人あたりの児童相談対応件数の分布



出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

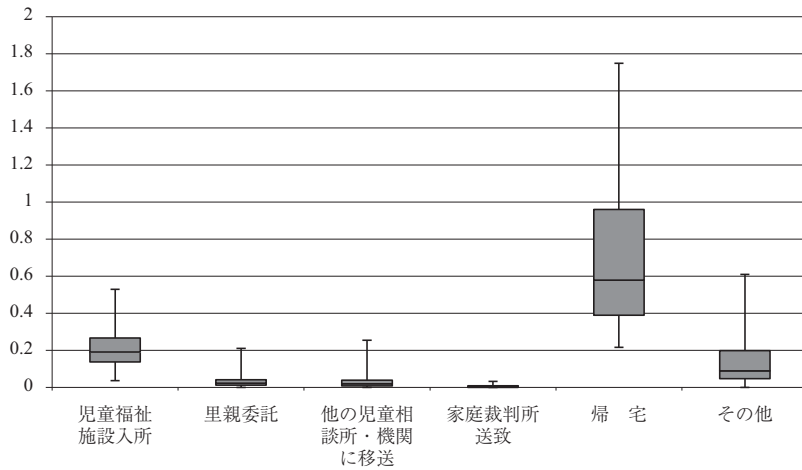
付録図9-2 被虐待者の年齢別 20歳未満子ども1,000人あたりの児童相談対応件数の分布



出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

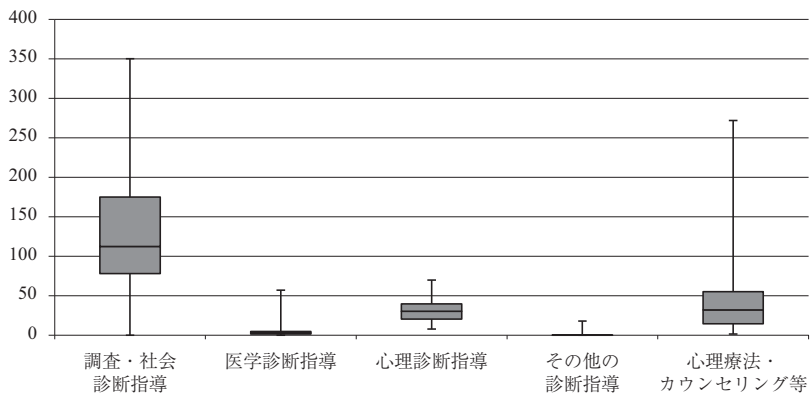
付録図9-3 年齢階級別 20歳未満子ども1,000人あたりの児童相談所内一時保護児童受付件数の分布





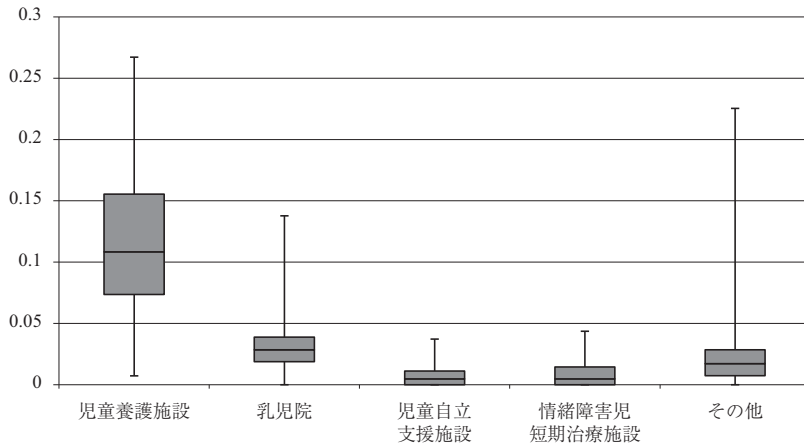
出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

付録図9-4 対応種別別 20歳未満子ども1,000人あたりの児童相談所内一時保護児童対応件数の分布



出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

付録図9-5 20歳未満子ども1,000人あたりの児童相談所における調査・診断・指導・心理療法・カウンセリング等の件数の分布



出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

付録図9-6 20歳未満子ども1,000人あたりの児童虐待相談の児童福祉施設入所の分布

付録表1 主な虐待者別 20歳未満1,000人あたりの児童虐待相談対応件数（件）

	順位	実 父	実父以外の父親	実 母	実母以外の母親	そ の 他
上位5地域	1	大阪市 4.338	大阪市 0.745	大阪市 5.936	横須賀市 0.090	山梨県 1.861
	2	堺市 4.152	堺市 0.661	大阪府 5.900	新潟市 0.073	東京都 1.076
	3	大阪府 3.622	札幌市 0.605	相模原市 5.486	金沢市 0.073	高知県 0.848
	4	横須賀市 3.552	広島県 0.585	川崎市 5.313	神奈川県 0.072	大阪府 0.808
	5	川崎市 3.255	大阪府 0.558	堺市 5.153	宮崎県 0.070	和歌山県 0.623
下位5地域	65	岡山市 0.536	富山県 0.094	山口県 0.792	長崎県 0.004	静岡県 0.008
	66	福岡市 0.478	京都市 0.079	福島県 0.726	京都市 0.000	浜松市 0.007
	67	佐賀県 0.467	鳥取県 0.061	鳥根県 0.679	岡山市 0.000	北九州市 0.000
	68	鹿児島県 0.302	岡山市 0.060	鹿児島県 0.516	佐賀県 0.000	鳥取県 0.000
	69	鳥取県 0.293	鳥根県 0.052	鳥取県 0.516	山口県 0.000	岡山市 0.000

出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

付録表2 被虐待者の年齢別 20歳未満1,000人あたりの児童虐待相談対応件数（件）

	順位	0～3歳未満	3歳～学齢前児童	小 学 生	中 学 生	高校生・その他
上位5地域	1	大阪市 2.610	大阪府 2.710	大阪市 4.015	横須賀市 1.701	大阪府 1.395
	2	堺市 2.506	川崎市 2.306	大阪府 3.780	大阪市 1.652	大阪市 0.917
	3	横須賀市 2.119	大阪市 2.238	堺市 3.187	川崎市 1.345	堺市 0.803
	4	相模原市 2.026	横須賀市 2.090	横須賀市 3.104	堺市 1.302	横須賀市 0.791
	5	大阪府 1.943	堺市 1.852	川崎市 3.033	相模原市 1.175	相模原市 0.786
下位5地域	65	長崎県 0.224	佐賀県 0.328	山口県 0.600	鳥根県 0.284	佐賀県 0.101
	66	佐賀県 0.214	山口県 0.324	佐賀県 0.586	佐賀県 0.265	鹿児島県 0.092
	67	鳥取県 0.182	鳥根県 0.275	鳥根県 0.567	福岡市 0.260	福島県 0.084
	68	鳥根県 0.155	鹿児島県 0.228	鹿児島県 0.387	鹿児島県 0.187	鳥取県 0.081
	69	鹿児島県 0.146	鳥取県 0.182	鳥取県 0.303	鳥取県 0.131	鳥根県 0.052

出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

付録表3 年齢階級別 児童相談所一時保護 20歳未満1,000人あたり受付件数（件）

	順位	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上
上位5地域	1	大阪市 0.407	鳥根県 0.833	鳥取県 1.264	岡山県 0.642
	2	鳥根県 0.404	岡山県 0.776	鳥根県 0.833	鳥取県 0.597
	3	北九州市 0.397	名古屋市 0.773	福岡県 0.662	鳥根県 0.438
	4	堺市 0.389	金沢市 0.678	北九州市 0.657	横須賀市 0.433
	5	名古屋市 0.351	大分県 0.678	岡山県 0.647	新潟市 0.402
下位5地域	65	岐阜県 0.027	鹿児島県 0.160	山形県 0.155	仙台市 0.084
	66	山口県 0.026	秋田県 0.159	浜松市 0.152	青森県 0.076
	67	青森県 0.024	富山県 0.155	佐賀県 0.145	岐阜県 0.068
	68	愛媛県 0.004	岐阜県 0.149	秋田県 0.139	山形県 0.053
	69	秋田県 0.000	山口県 0.145	石川県 0.131	金沢市 0.048

出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

付録表4 対応種類別 児童相談所一時保護 20歳未満1,000人あたり対応件数（件）

	順位	児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所・機関に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他
上位5地域	1	名古屋市 0.530	北九州市 0.211	福岡県 0.254	堺市 0.032	鳥取県 1.749	鳥根県 0.610
	2	大分県 0.482	福岡市 0.134	岡山県 0.235	鳥取県 0.030	鳥根県 1.581	鳥取県 0.566
	3	大阪市 0.436	大阪市 0.123	東京都 0.180	相模原市 0.024	横須賀市 1.463	横浜市 0.412
	4	神戸市 0.421	さいたま市 0.108	山梨県 0.124	札幌市 0.020	岡山県 1.279	岡山県 0.393
	5	徳島県 0.417	北海道 0.095	名古屋市 0.115	岡山県 0.019	大阪市 1.270	福岡県 0.379
下位5地域	65	愛媛県 0.082	東京都 0.001			山口県 0.289	東京都 0.011
	66	青森県 0.076	徳島県 0.000			熊本県 0.235	山梨県 0.007
	67	さいたま市 0.072	浜松市 0.000			栃木県 0.227	千葉市 0.006
	68	岐阜県 0.070	岩手県 0.000			秋田県 0.219	香川県 0.000
	69	新潟市 0.037	秋田県 0.000			岐阜県 0.217	奈良県 0.000

出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

付録表5 児童相談所における調査・診断指導・心理療法・カウンセリング等の20歳未満1,000人あたり件数（件）

	順位	調査・社会診断指導	医学診断指導（診察・指導/医学的検査/その他）	心理診断指導（知能検査/発達検査/人格検査/その他の検査/面接・観察・指導）	その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等（医師/児童心理司/児童福祉司/その他の所員）
上位5地域	1	鳥根県 350.103	横浜市 57.102	大分県 69.910	三重県 17.988	横須賀市 271.940
	2	鳥取県 348.655	福岡県 36.614	鹿児島県 62.266	千葉市 11.933	滋賀県 183.681
	3	宮城県 300.965	山梨県 20.941	福岡県 53.070	山梨県 10.515	横浜市 180.110
	4	香川県 285.512	千葉市 13.421	京都市 50.629	神奈川県 5.058	熊本市 172.960
	5	和歌山県 275.069	川崎市 13.195	堺市 50.240	京都市 4.107	新潟市 125.252
下位5地域	65	愛媛県 31.248	静岡県 0.285	沖縄県 11.620		北海道 6.705
	66	静岡市 14.450	名古屋市 0.165	名古屋市 10.983		愛媛県 6.360
	67	大阪府 5.547	静岡市 0.068	金沢市 10.387		山口県 5.040
	68	静岡県 4.631	北九州市 0.000	石川県 9.990		三重県 1.599
	69	神戸市 0.000	浜松市 0.000	横須賀市 7.821		岐阜県 1.585

出所：『平成27年度福祉行政報告例』及び『平成27年度国勢調査』をもとに筆者作成。

## **Regional Differences of the Number of Child Abuse Cases: Analysis of “the Annual Report about Welfare in 2015”**

Miki SHIMIZU\*

### Abstract

The purpose of this paper was to examine regional differences of the number of child abuse by analyzing the data, “the annual report about welfare in 2015”. In particular, this paper investigated “the number of case of child abuse per 1000 children” calculated by “the annual report about welfare in 2015” and “National Census in 2015”. The result indicated that there were some differences of the number between urban areas and other areas: Neglect and emotional abuse were discovered higher in urban areas. Furthermore, in urban ones information about cases of abuse tended to be provided by neighbors and acquaintances. Thus especially in urban areas, people pay attention to the abuse problem sensitively. Therefore, the implication suggests that needs to discuss about how to support child rearing and sensitivity about child abuse in urban areas.

Keywords : Child Abuse, The Number of Child Abuse Reports, “The Annual Report About Welfare”, Regional Differences

---

\* Doctoral Student, Graduate School of Humanities and Sciences, Ochanomizu University